○東北地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百四号　青森県三戸郡南部町大字苫米地字蒼前一二番五から同町大字苫米地字蒼前一五番四まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十一年十一月二十六日

○東北地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県上北郡六戸町大字折茂字前田一八番三から同町大字折茂字大道一一六番三まで	前	一一・三〇～一三・六〇メートル	一二・二〇～三六・二〇キロメートル
	後		〇・一七五

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 四十五号　青森県上北郡六戸町大字折茂字前田一八番三から同町大字折茂字大道一一六番三まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十一年十一月二十六日

○関東地方整備局告示第三百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県上水内郡信州新町大字新町字宮ノ越沖九二一番一から同町大字新町字町裏沖一八番二まで	前	八・〇〇～二二・五〇メートル	〇・八五〇キロメートル
	後	一五・六〇～二六・二〇	〇・八五〇

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
越谷市千間台東一丁目七番二三地先から春日部市大枝字屋敷前四四九番三地先まで	前	一二・三二～一八・九一メートル	〇・一七三キロメートル
	後	一七・五七～四〇・一四	〇・一七三

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小浜市飯盛四九号鍛治屋森六番六から同市飯盛六三号分地三六番一まで	前	八・一〇～二七・七〇メートル	〇・二六四キロメートル
	後	一〇・九〇～三二・六〇	〇・二六四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 二十七号　小浜市飯盛四九号鍛治屋森六番六から同市飯盛六三号分地三六番一まで　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十一年十一月二十六日

○近畿地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市字野花小字柿楊枝八二七番三から同市字野花小字小田前八三五番一まで	前	九・二〇～一七・四〇メートル	〇・一三一キロメートル
	後	一三・四〇～二五・六〇	〇・一三一

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所